

事務連絡  
健保保第28号  
2024年3月29日

事業主 総務御担当者 各位

ジェイティービー健康保険組合

## 2024年度 体育奨励事業への補助について

平素より健康保険組合事業には格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

2024年度の体育奨励事業補助につきまして、下記のとおりご案内いたします。

健康保健組合の被保険者および被扶養者（家族）が、健康づくり、疾病予防、コミュニケーション強化を目的として各事業主（事業所）が計画し開催する体育奨励事業に参加したとき、その費用の一部を補助するものです。

### 記

#### 1. 基本的な考え方

- (1) 従業員（被保険者）の健康保持増進のため、各事業主が独自性と責任を持って計画・実施をして下さい。なお、外部主催の各種イベント（注1）への参加や個人のサークル等で参加者を集める行事は原則対象外です。
- (2) 事業主・従業員（被保険者）が企画、運営、実施する健康増進につながる行事・事業に対して健康保険組合が体育奨励事業として費用の一部を補助します。  
なお、原則として事業主、または事業主・従業員（被保険者）が応分の費用を負担する事とします。
- (3) なお、体育奨励事業への一部補助にあたっては、健康経営の観点から JTB グループの指標としている「健康年齢」をはじめ、従業員（被保険者）のひとり一人が自身の健康状況を知る唯一の媒体である健康ポータルサイト「PepUp」の活用促進を図るため、**被保険者は PepUp 登録者を体育奨励事業の補助金対象（同行家族の補助金適用も被保険者が PepUp 登録者であることが必要）**とします。（申請時に各事業主にて PepUp の登録が完了しているか否かをご確認下さい。）  
(注1：健康保険組合が認めたイベント（JTB グループ関連主催等）は対象となります）

#### 2. 具体的実施方

##### (1) 補助金限度額と補助金単価

事業主毎に年間に使用できる補助金利用限度額を決定し 6 月に発表いたします。算出根拠は4月末日現在の被保険者数に 500 円（補助金単価）を乗じた額とします。（出向社員は出向元会社の人員に含まれます）なお、2024 年度は以下のインセンティブを設定します。

##### ① Pep Up 登録率インセンティブ

9月30日迄に **PepUp** の事業主登録率が以下の基準を達成しており、**補助金精算申請日**においても以下の条件を満たしている場合には補助金利用限度額の計算単価

ならびに限度額を増額します。

・登録率 80%以上：@750 円

・登録率 100%達成：@1,000 円

② マイナンバー保険証登録率インセンティブ（新規）

9 月 30 日迄にマイナンバー保険証の事業主単位における登録率が以下の基準を達しており、補助金精算申請日においても以下の条件を満たしている場合には、補助金利用限度額の計算単価ならびに限度額を増額します。

・登録率 90%以上：@750 円

・登録率 100%達成：@1,000 円

※マイナンバー保険証の登録率は 4 月・7 月・10 月・1 月の四半期毎に公開します。

③ 年間計画早期提出インセンティブ（新規）

2024 年度は 6 月 30 日までに体育奨励事業計画を健康保険組合へ提出し年度内に実施した事業主に対し、補助金単価を精算時に@500 円増額します。

| 補助金単価設定            | 標準                  | インセンティブ      |                 |
|--------------------|---------------------|--------------|-----------------|
| ①Pep Up 登録率        | @500 円              | 80%以上：@750 円 | 100%達成：@1,000 円 |
| ②マイナンバー保険証登録率      | @500 円              | 90%以上：@750 円 | 100%達成：@1,000 円 |
| ③ 早期計画提出（第 1 四半期中） | ① もしくは②に対して@500 円増額 |              |                 |

なお、①、②、③のインセンティブ合計上限は@1,500 円となります。

また、補助金申請は年度内であれば限度額まで複数回申請できます。但し、限度額に達した時点で補助金は終了となり、限度額に達しなかった場合でも次年度への繰越はできません。

(2) 実施対象期間

2024 年 4 月 1 日～2025 年 3 月 31 日まで

(2025 年 3 月実施予定の事業は、年度内精算処理の為、事前承認が必要となります。)

(3) 利用対象者

被保険者及びその家族

(4) 「事業計画書の提出」および実施

\* 体育奨励費計画書及び実施報告書は、J スクエア HP よりダウンロードしてご活用下さい。

ア. 各事業主単位で実施する健康増進事業（例：運動会、球技大会、健康づくり教室、ハイキング、キャンプ、スキー、オリエンテーリング、ウォークラリー）

原則、上記の実施の 1 ヶ月前までに「体育奨励事業計画書」を各事業主代表より、健康保険組合へ提出して下さい。

実施に際して参加者募集のポスターやチラシを必ず作成し、補助金適用の観点から行事共催者として「ジェイティービー健康保険組合」と併記して下さい。

(5) 「事業実施報告書の提出」と補助金の支給（一括精算）について

ア. 承認を受けた事業の終了後、当該事業主は速やかに「体育奨励事業実施報告書」に

①証票（コピー可） ②参加者名簿 ③チラシまたはポスター

を添付の上、健康保険組合に補助金を申請して下さい。なお、実施報告と補助金の申請は2025年3月31日までに健康保険組合へご提出下さい。

イ. オンライン（ライブ）による健康増進セミナーを「健康づくり教室」の一環として以下の条件にて補助適用の対象とします。

- ・事業主が主催し、集団で視聴することを目的とした「専用」の「オンラインライブ（リアルタイム）セミナー」としての開催であること  
※「録画動画」によるオンラインセミナー視聴のみの設定は補助の対象外です。
- ・参加者が個々の視聴場所で実際に身体を動かすプログラムであること  
※座学聴講のみの内容は対象外です。
- ・セミナー提供者からオンライン視聴数の報告が受けられること  
※「補助」適用人数は参加者名簿に基づき算出しますが、視聴数をセミナー提供者からの報告として提出下さい。

ウ. 事業主単位の「ウォーキングラリー」開催機能活用による体育奨励事業展開

- ・事業主単位の「ウォーキングラリー」を PepUp の管理機能利用にて設定が可能となりました。「参加者管理」「グループ・個人管理」「歩数管理」が可能です。
- ・「出向者」の PepUp 登録は本籍となることから本機能には参加ができませんが、歩数管理を個別に対応いただくなどの工夫にてご活用下さい。
- ・PepUp の本機能利用にあたって費用は発生しません。
- ・2024 年度は **インセンティブとして 1 日平均 8,000 歩達成者に健康保険組合から Pep ポイント 500P を進呈**します。
- ・本機能利用希望の際は健康保険組合へ問い合わせ下さい。

エ. 健康保険組合からの補助金は、健康増進行事そのものに対する補助とします。以下に例示する飲食経費、移動経費、金券の購入、健康増進と認められないイベント支出に対しては補助できません。

- |     |                       |          |
|-----|-----------------------|----------|
| 【例】 | ①懇親会費用（アルコール類の請求等）    | ②弁当代     |
|     | ③ゴルフ代                 | ④海外行事    |
|     | ⑤宿泊関係費                | ⑥バス代・交通費 |
|     | ⑦その他申請時に不相当と判断したもの    |          |
|     | ⑧達成賞・参加賞等として購入の「ギフト券」 |          |
|     |                       |          |
|     |                       |          |
|     |                       |          |

オ. 実施報告書の内容に不備が認められない場合は、一括精算システム等で事業主へ補助金を支給しますが、実施報告書の内容に不備が認められた場合は補助金支給が遅くなる場合があります。

カ. 補助額は、（参加人員×500円または750円または1,000円または1,500円）と（行事の実施費用）のいずれか少ない方の額を補助しますので、参加者名簿を必ず添付にて提出して下さい。

補助金支給は年間の補助金限度額に達した時点で終了します。

キ. 出向社員の補助金適用は出向元会社による体育奨励事業が対象となります。

よって、出向社員が出向先会社で行事に参加し補助金の対象とする場合、出向元

会社への事前確認を各社間で行い、出向元会社から「出向先会社における体育奨励事業への補助金適用の承諾が得られた場合」に限り、運用として出向先会社での補助金対象とします。この場合、補助金原資は出向元会社となるため補助金単価は出向元会社の基準を適用し出向元会社の補助金原資と相殺します。

については参加者名簿に必ず出向元会社名と承諾済である旨を明記して下さい。  
名簿に出向元会社の記載がない場合は出向先会社の人員として計算します。  
名簿に出向元会社の記載がある場合でも出向元会社の承諾について記載の無い場合には、出向者は補助金の対象外となります。

#### 【注意点】

「体育奨励事業実施報告書」の添付書類

(1) 主催（事業主、健康保険組合）の宛名領収書（コピー可）

\* ネット通販等で領収書が発行されない場合には a 請求書コピーと b 支払済の証明となる書類又は振込画面コピーなど (a+b) での代用可とします。

(2) 実施チラシ等

(3) 参加者名簿等の送付にあたっては個人情報保護の観点からメールによる誤送信に十分ご注意ください。

#### 【問合せ先】

\* (株) JTB 所属個所の場合

(株) JTB 人事企画チーム 担当：小谷 Mail：m\_kotani413@jtb.com

TEL：03-5796-5832

\* (株) JTB 以外の事業主所属個所の皆様

ジェイティービー健康保険組合 保健事業担当

TEL：03-5796-5902

JTB内線：300-4003

#### 【添付資料】

別紙1：体育奨励事業計画書

別紙2：体育奨励事業実施報告書

(別紙3：2024年度体育奨励費 事業所別補助金限度額/2024年6月発表予定)